

改 正 案

現 行

別紙 2（第 5 条関係） 無線局の目的別審査基準

第 1～第 4 （略）

第 5 放送関係

1～7 （略）

8 エリア放送を行う地上一般放送局エリア放送を行う地上一般放送局の審査は、第 2 章の基準によるほか、次により行う。(1) エリア放送を行う地上一般放送局の業務区域は、必要最小限のものであること。(2) エリア放送を行う地上一般放送局の業務区域を示す図は、送信空中線の位置、高さ、指向特性及び実効輻射電力からみて適正に記載されているものであること。なお、計算値により記載されている場合には、放送区域等を計算による電界強度に基づいて定める場合における当該電界強度の算出方法（昭和 35 年郵政省告示第 640 号）によるものであること。(3) エリア放送を行う地上一般放送局の業務区域は、当該地上一般放送局からの電波の電界強度が 55dBuV/m 以上の範囲とする。(4) エリア放送を行う地上一般放送局の空中線及び空中線電力は、必要と認められる業務区域に適した特性を有するものであり、できる限り空中線電力を低出力（占有周波数帯幅が 5.7MHz のものについては、空中線電力及び実効輻射電力の値が 10mW 以下、占有周波数帯幅が 468kHz のものは(10/13)mW 以下）にすること。なお、業務区域の構築に当たって必要な場合は、複数の空中線等を設置するこ

別紙 2（第 5 条関係） 無線局の目的別審査基準

第 1～第 4 （同左）

第 5 放送関係

1～7 （同左）

とにより、業務区域を構築すること。

- (5) エリア放送を行う地上一般放送局の空中線の地上高は、空中線電力、必要な業務区域等との関連において、できる限り低いものであること。
- (6) 複数のエリア放送を行う地上一般放送局で業務区域を構築することができない特別な状況にある場合は、空中線電力等は(4)に規定する値を超えるものも認められるが、その場合であっても空中線電力等の値は、占有周波数帯幅が 5.7MHz のものについては 130mW 以下、占有周波数帯幅が 468kHz のものについては 10mW 以下であること。
- (7) 空中線電力の審査は、(1)から(6)までに掲げる基準により行う。この場合において、実効輻射電力（指向性空中線を使用する場合にあつては、最大実効輻射電力）の値は、空中線電力に空中線利得、給電線損失等を乗除して3桁まで計算し、3桁目を四捨五入して2桁で表示すること。ただし、1桁目の数字が1の場合において、3桁目の数字が2以下のときには切り捨て、8以上の場合には切り上げ、3から7までのときは5とすること。
- (8) 同一構内等至近距離に複数の空中線が設置される場合は、十分その必要性が認められるものであること。
- (9) 地上デジタルテレビジョン放送の受信に対する与干渉の値については、エリア放送を行う地上一般放送局から送出される各々の電波の干渉電力と帯域外輻射の電力の集積を見込み、(12)に規定する地上デジタルテレビジョン放送の保護基準を満足すること。
- (10) 占有周波数帯幅の許容値は、放送の内容からみて合理的かつ必要最小限のものであること。
- (11) 地上デジタルテレビジョン放送の受信への干渉の影響を与えないように、設置場所の選定、伝送路符号化方式の設定等の必要な措置を講じること。

(12) 周波数の選定は、次の基準により行う。

ア 地上デジタルテレビジョン放送を行う地上基幹放送局（以下「DTV局」という。）への与干渉

開設又は変更しようとするエリア放送を行う地上一般放送局（以下「申請局」という。）は、DTV局からの電波の電界強度が51dB μ V/m以上の範囲において、次の保護基準を満足すること。

希望波	妨害波		帯域外干渉	帯域内干渉
DTV波	エリア放送波（占有周波数帯幅が468kHzのもの）	同一 ch	—	I/N=-10dB
		上隣接 ch	D/U=-17dB	I/N=-22dB
		上隣々接 ch	D/U=-17dB	I/N=-22dB
		下隣接 ch	D/U=-14dB	I/N=-22dB
	エリア放送波（占有周波数帯幅が5.7MHzのもの）	同一 ch	—	I/N=-10dB
		上隣接 ch	D/U=-29dB	I/N=-10dB
		上隣々接 ch	D/U=-29dB	I/N=-10dB
		下隣接 ch	D/U=-26dB	I/N=-10dB
	下隣々接 ch	D/U=-26dB	I/N=-10dB	

なお、DTV局の上隣接 ch 及び下隣接 ch は、申請局に割り当てないこととする。また、帯域内干渉の評価を行うためには、申請局からの電波の電界強度が 12dB μ V/m 以上の範囲を確認する。

イ 他のエリア放送を行う地上一般放送局への混信妨害

申請局は、申請局及び他のエリア放送を行う地上一般放送局の業務区域内において、次の混信保護比を満足すること。

希望波	妨害波		帯域外	帯域内
エリア	エリア放送	同一 ch	—	D/U=28dB

放送波 (占有周波数帯幅が468kHzのもの) の)	波 (占有周波数帯幅が468kHzのもの)	上隣接 ch	D/U=-29dB	—
		上隣々接 ch	D/U=-29dB	—
		下隣接 ch	D/U=-26dB	—
		下隣々接 ch	D/U=-26dB	—
	エリア放送波(占有周波数帯幅が5.7MHzのもの)	同一 ch	—	D/U=17dB
		上隣接 ch	D/U=-40dB	—
		上隣々接 ch	D/U=-40dB	—
		下隣接 ch	D/U=-37dB	—
エリア放送波(占有周波数帯幅が5.7MHzのもの) の)	エリア放送波(占有周波数帯幅が468kHzのもの)	同一 ch	—	D/U=40dB
		上隣接 ch	D/U=-17dB	—
		上隣々接 ch	D/U=-17dB	—
		下隣接 ch	D/U=-14dB	—
		下隣々接 ch	D/U=-14dB	—
		エリア放送波(占有周波数帯幅が5.7MHzのもの)	同一 ch	—
	上隣接 ch		D/U=-29dB	—
	上隣々接 ch		D/U=-29dB	—
	下隣接 ch		D/U=-26dB	—
	下隣々接 ch		D/U=-26dB	—

(13) ブースターを設置して地上デジタルテレビジョン放送を受信している場合の受信設備の障害を防止するため、次の範囲内に地上デ

デジタルテレビジョン放送を受信している設備がないことを確認し、必要に応じて改善措置を講じること。

実効輻射電力を GP(W)とすると、離隔距離 d(m)は以下のとおりとなる。

$$d = 398.2\sqrt{GP}$$

(14) 地理的事情により地上デジタルテレビジョン放送の受信電界強度が弱い状況で受信している等の地域がある場合には、当該地域に配慮し、地上デジタルテレビジョン放送の受信の保護に関する措置を講じること。

9 その他 (略)

8 その他 (同左)